# (素案)

彦根市男女共同参画計画

# 男女共同参画ひこね かがやきプランⅡ (改定版)

彦根市

# 彦根市男女共同参画計画

# 目次

第			<b>D基本的な考え方 · · · · · · · · · · · · · · · · · · ·</b>
]	. 1	計画の改	෭定にあたって1
2	2 言	十画改定	<b>ご</b> の背景
3	3 b	めざす将	子来像と基本理念4
4	1 言	計画の目	的4
5	5 言	計画の性	E格 ······5
6	<b>3</b> 言	十画の期	月間
	3章		D体系····································
	•		· · · <del>-</del>
	_ ,	目標 1	男女共同参画への一人ひとりの気づきを行動につなげる8
基	本	目標 2	社会的な意思決定などの場で男女共同参画を推進する17
基	本	目標 3	働き方や職場環境を見直す23
基	本	目標 4	男女がともに仕事や地域でチャレンジできる環境をつくる33
基	本	目標 5	性暴力を許さない社会をつくる38
笛.	4音	計画の	り推准・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・

# 第 1 章 計画の基本的な考え方

### 1 計画の改定にあたって

1999 年 (平成 11 年) 6 月に男女共同参画社会基本法が公布・施行されてから 15 年余りが経過しました。

既に 1995 年(平成 7 年)に「彦根市男女共生プラン」を策定していた彦根市では、2001 年(平成 13 年)3月に「彦根市男女共同参画計画(男女共同参画ひこねかがやきプラン)」を策定し、2007年(平成 19 年)3月にはこの改定を行い、「互いに個性を尊重しあい一人ひとりが輝いて生きられるまち ひこね」を実現するため、関連施策の計画的な推進に取り組んできました。

この間、彦根市では「男女共同参画を推進する彦根市条例」の制定、男女共同参画審議会の 開催、男女共同参画センター「ウィズ」の整備、男女共同参画地域推進員による出前講座の実 施、男女共同参画事業者表彰などの取組を進めてきました。

しかし、市民や地域における意識面の課題が残されているとともに、「仕事と生活の調和」(ワーク・ライフ・バランス\*)の必要性、配偶者や恋人からの暴力(ドメスティック・バイオレンス\*)や性犯罪などの性暴力の顕在化など新たな課題も生じています。

このようなことから、「彦根市男女共同参画計画(男女共同参画ひこねかがやきプラン)」の フォローアップを行うとともに、男女共同参画に関する市民意識調査を実施し、市民意識の実 態とニーズの把握に努めました。

そして、男女共同参画社会の実現は、女性だけの問題ではなく男性あるいは自分の性に違和感のある人も含めた社会全体の問題であるという認識のもとに、課題に沿った重点的な取組の充実を図るため、2011年(平成23年)に「彦根市男女共同参画計画」を策定しました。

この計画も5年が経過し、少子高齢化が急速に進み、労働力の不足など社会情勢の変化に伴う新たな課題が生じるとともに、2016年(平成28年)4月には「女性の職業生活における活躍の推進に関する法律」(以下、「女性活躍推進法」という。)が施行され、新たな課題や女性活躍推進法に対応するため「男女共同参画ひこねかがやきプランII」の改定を行いました。

注) \*印が付いてある用語には、50~51ページに用語解説があります。

#### 2 計画改定の背景

#### (1)世界の動き

1975年(昭和50年)、国連はこの年を「国際婦人年」、翌年からの10年を「国連婦人の10年」とし、あらゆる女性差別の撤廃と男女平等社会の実現に向けて、世界各国が取り組むことを提唱し「世界行動計画」が採択されました。

1995年(平成7年)には、北京において第4回世界女性会議が開催され、国際的指針となる「北京宣言」および「行動綱領」が採択されました。2000年(平成12年)6月には、ニューヨークでの国連特別総会「女性2000年会議」において、「行動綱領」の進捗状況の確認・評価がされ、21世紀の男女平等社会実現のための行動を示した「成果文書」が採択されました。

2005 年(平成 17 年) に開催された「北京+10」(第 49 回国連婦人の地位委員会)の宣言では、「北京宣言および行動綱領」および国連特別総会「女性 2000 年会議」の成果文書が再確認され、その実施状況・見直しも行われました。

2006年(平成18年)には、東アジア男女共同参画担当大臣会合が東京で開催されました。これは東アジアにおける初の男女共同参画担当大臣会議であり、16カ国2国際機関が出席し、共同コミュニケが採択されました。

#### (2)日本の動き

1977 年 (昭和 52 年) に「国内行動計画」を策定し、女性問題への本格的な取組が始められました。その結果、1985 年 (昭和 60 年) の「女子差別撤廃条約」の批准を契機に法制度面の整備が進められました。

1996年(平成8年)には、男女共同参画社会形成の促進に関する新しい国内行動計画「男女共同参画2000年プラン」が策定され、さらに、1999年(平成11年)には、男女共同参画社会の実現を21世紀の最重要課題と位置づけ、「男女共同参画社会基本法」が施行されました。この法律は、男女共同参画社会の形成についての基本理念を明らかにし、国、地方公共団体および国民が男女共同参画社会の形成に関する取組を総合的かつ計画的に推進することを定めていました。

「男女共同参画基本計画」については、2000年(平成12年)に閣議決定され、総合的かつ計画的な取組が進められてきましたが、これまでの取組を評価・総括し、2005年(平成17年)には第2次計画、2010年(平成22年)には第3次計画が策定されました。

それまでは女性を中心とした「仕事と家庭の両立」の取組であったのが、男女あらゆる年代層を対象として、「仕事と生活の調和(ワーク・ライフ・バランス\*)」の取組へと深化し、2007年(平成19年)には「仕事と生活の調和憲章」「仕事と生活の調和推進のための行動指針」が策定されました。

2014年(平成26年)10月、様々な状況に置かれた女性が、自らの希望を実現して輝くことにより、我が国最大の潜在力である「女性の力」が十分に発揮され、社会の活性化につながるよう、「すべての女性が輝く社会づくり本部」が設置されました。

2015年(平成27年)9月に女性の採用・登用・能力開発等のための事業主行動計画の策定を義務付ける「女性活躍推進法」が10年間の時限立法として制定されるとともに、同年12月に、女性参画拡大の動きを更に加速するため、「第4次男女共同参画基本計画」が策定されました。

#### (3) 滋賀県の取組

1990年(平成2年)に「男女共同参加型社会づくり滋賀県計画」が策定され、1994年(平成6年)の改定・改称を経て、1998年(平成10年)に「滋賀県男女共同参画推進計画~パートナーしが2010プラン~」が策定されました。

2001 年(平成 13 年)には、県民や事業者、行政の主体的な取組によって、社会のあらゆる 分野で男女共同参画の取組が推進されるよう、6つの基本理念などを定めた「滋賀県男女共同 参画推進条例」を制定、翌2002 年(平成 14 年)に施行されました。

2003 年(平成 15 年)には、条例に基づく基本計画「滋賀県男女共同参画計画~パートナーしが 2010 プラン(改訂版)~」が策定され、2008 年(平成 20 年)には、第 2 次改訂版が策定されました。県民や事業者、市町と連携・協力のもと、男女共同参画の取組が総合的かつ計画的に進められています。

2016 年(平成 28 年)には、社会情勢の変化や新たな課題などに的確に対応し、男女共同参画社会の形成に向けての施策を総合的かつ計画的に進めるため「滋賀県男女共同参画計画」と「滋賀県女性活躍推進計画」が一体となった「パートナーしがプラン 2020」が策定されました。また、条例に基づく拠点施設として、県立男女共同参画センターが位置づけられています。

#### (4) 彦根市の取組

1991年(平成3年)に本市では初めての女性行政総合窓口として「女性施策推進室」を設置しました。1993年(平成5年)には、庁内に「男女共同参画型社会づくり推進本部」を設置し、庁内の連絡調整を図りながら啓発事業の実施や女性施策推進状況の調査を行い、併せて審議会等への女性の登用を推進してきました。

1995 年(平成7年)には、女性施策を総合的、計画的に進めるための指針として、「彦根市男女共生プラン」を策定し、市民と行政が一体となった取組を進めてきました。2001年(平成13年)には、男女共同参画計画「男女共同参画ひこねかがやきプラン」を策定するとともに、2002年(平成14年)には、県内市町村に先駆けて「男女共同参画を推進する彦根市条例」を施行しました。

「男女共同参画ひこねかがやきプラン」は、2005 年度(平成 17 年度)末で 5 年が経過し、少子高齢化など社会情勢の変化等に対応する内容とするため、彦根市男女共同参画審議会からの答申を踏まえ、2007 年(平成 19 年)3 月に「男女共同参画ひこねかがやきプラン」を改定しました。そして、2011 年(平成 23 年)3 月に、計画のフォローアップを行い、見直し計画として「男女共同参画ひこねかがやきプランII」を策定しました。

また、男女共同参画を推進する市民活動と啓発の拠点として、2003 年(平成 15 年) に、彦根市男女共同参画センターを設置し、2006 年(平成 18 年) 彦根市男女共同参画センターに指定管理者制度を導入しました。

# 3 めざす将来像と基本理念

#### (1) めざす将来像

性別にかかわりなく 多様な生き方が認められ 一人ひとりが輝いて生きられるまち ひこね

#### (2)基本理念

「男女共同参画を推進する彦根市条例」を踏まえ、次の基本理念を掲げます。

男女を問わず、一人ひとりが自立した人間として、個性や自主性が尊重され、誰もが社会の様々な場で対等に参画し、ともに支え合う男女共同参画社会を 実現する。

#### 4 計画の目的

市民が互いの人権を尊重し、女性と男性がともにあらゆる分野に参画し、「性別にかかわりなく 多様な生き方が認められ 一人ひとりが輝いて生きられるまち ひこね」を実現するために、問題点を明らかにし、その課題をつかみ、解決に向けて取り組む施策を計画的に推進します。

#### ●基本方向

- 1 男女がともに参画する
- 2 多様な生き方を尊重する
- 3 男女間のあらゆる暴力をなくす

#### 5 計画の性格と位置づけ

この計画は、憲法や女子差別撤廃条約、男女共同参画社会基本法の基本理念にのっとり、国 や県の「男女共同参画基本計画」「滋賀県男女共同参画計画」の考え方のもと、本市における男 女共同参画社会の実現に向け、総合的に施策を進めるための指針となります。

この計画は、「男女共同参画を推進する彦根市条例」に基づき策定しています。また、本市の 行政運営を総合的かつ計画的に行うための「基本構想」および「彦根市総合計画」を基本にし て、「人権が尊重されるまち彦根をつくる条例」や「彦根市次世代育成支援行動計画」など、関 連する条例や計画との整合を図り関係性を保ちながら、市と市民や事業者が一体となって取り 組む行動計画です。なお、この計画の基本目標 5 「性暴力を許さない社会をつくる」に係る施 策・事業計画は、配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護に関する法律第 2 条の 3 第 3 項に 規定されている「市町村基本計画」として位置づけています。

また、女性活躍推進法に基づき、本市内において女性の職業生活における活躍を推進するための計画としても位置づけています。

この計画は、2011 年(平成23年)3月に策定した彦根市男女共同参画計画「男女共同参画ひこねかがやきプランII」の改定計画です。

# 6 計画の期間

2017 年度(平成 29 年度)から 2020 年度(平成 32 年度)までとします。 ただし、社会情勢の変化等に対応し、適宜見直しを行います。

# 第2章 計画の体系

#### めざす将来像

性別にかかわりなく 多様な生き方が認められ 一人ひとりが輝いて生きられるまち ひこね

基本方向

参男

女

画

すと

るに

尊 移

重な

生 す き

るを

なあ男

ら ゆ女

くる

暴 間

カ すをの 基本目標

1 男女共同参画への一人ひとりの気づきを行動につなげる

2 社会的な意思決定などの場で男女共同参画を推進する

3 働き方や職場環境を見直す

4 男女がともに仕事や地域でチャレンジできる環境をつくる

5 性暴力を許さない社会をつくる

計画の推進

#### 基本理念

男女を問わず、一人ひとりが自立した人間として、個性や自主性が尊重され、 誰もが社会の様々な場で対等に参画し、ともに支え合う男女共同参画社会を実現する。

	推進課題	施策の方向
	社会や家庭における男女共同参画学習の推進 ・・・・・・・ <sub>p.11</sub>	
	学校と保育の場における男女共同参画教育の推進 ・・・・・・・・・p.13	男女共同参画教育の充実   教職員・保育士研修の充実
	- 互いの性を尊重し、男女の心と身体の健康に気づくための取組 ・・・・・・p.14 -	性と生殖の健康・権利に関する啓発 社会的性別(ジェンダー*)の視点から男女の心の健康に気づくための取組
L	男女共同参画に関する啓発・情報提供 ・・・・・・・・・・・・・・p.15	<ul><li></li></ul>
		─ 性差別撤廃へ向けた国際的な取組、国・県の取組に関する情報の収集と提供 メディア情報を適切に判断できる能力の向上
	審議会・委員会等行政における意思決定機関での男女共同参画の推進 ・・・p.20	── 審議会・委員会等への女性の積極的な登用やクォータ制*の導入 ── 女性の管理・監督職等への積極的な登用
	企業・団体等の意思決定機関での男女共同参画の促進 ・・・・・・ <sub>p.21</sub>	一 職場での管理・監督職や団体役員等への女性の登用
L	- 地域での男女共同参画の促進 ・・・・・・・p.22	自治会など地域活動の意思決定の場における男女共同参画の促進
	仕事と生活の調和(ワーク・ライフ・バランス*)の推進 ・・・・・・p29	<ul><li>仕事と生活の調和(ワーク・ライフ・バランス)に関する情報提供</li><li>一働き方の見直しのための取組支援</li><li>仕事と実際が地域に動策の表立を表えるがが環境の製造</li></ul>
L	男女共同参画の職場と企業風土づくり ・・・・・・・・・p.31	<ul><li>─ 仕事と家庭や地域活動等の両立を支える就労環境の整備</li><li>─ 職場での積極的改善措置(ボジティブ・アクション*)の導入促進</li><li>─ 家族経営等における男女共同参画の取組</li></ul>
		- 男女対等な職業観・労働観に立った企業の育成 - 健康に関する保護制度の浸透
		└─ 職場における様々なハラスメント*対策の促進
Т	男女がともに仕事でチャレンジできる環境づくり ・・・・・・・・p,35	チャレンジ支援
L	男女が <mark>とも</mark> に地域で活躍できる環境づくり・・・・・・・・p.36	
	あらゆる性暴力をなくすための取組 ・・・・・・・・p.41	── 痴漢を始めあらゆる性暴力・性犯罪を許さない市民意識の醸成 ── 配偶者や恋人からの暴力(ドメスティック・バイオレンス*) の防止に向けた取組の推進
		L 性暴力・性犯罪予防のための取組の推進
L	被害者等への支援 ・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・p.43	
		■ 各種関係機関との連携
	市、市民、事業者等の協働*・・・・・・・・・・・・・p.46	──市民、事業者、NPO*等との協働体制づくり ── ボランティアが活躍できる環境づくり
	男女共同参画センター「ウィズ」の充実 ・・・・・・・・・・・・p.47	
L	推進体制の強化 ・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・p.48	一推進本部体制の充実
		- 男女共同参画の視点に立った各種施策の推進 - 計画の進行管理

# 第3章 施策の内容

# 基本目標1 男女共同参画への一人ひとりの気づきを行動につなげる

#### 【現状と課題】

市民意識調査によれば、「この 10 年間に男女平等は進んだと思うか」という間に対して、「ある程度進んだ」という評価が 10 年前の前回調査よりも若干減少し、「あまり進んでいない」が若干増加しています(図1-1、図1-2)。

特に「地域」の項目で評価が厳しく、「地域に男女不平等なことがあるか」という問についても、「とくに男女不平等はない」が前回調査よりも減少し、「不平等なことがある」が増加しています。特に男性の方が不平等を感じており、「役員選挙に女性が出にくい」、「会長、副会長、会計などの役員の割合によって選ばれる性にかたよりがある」の比率が高くなっています(図1-3)。

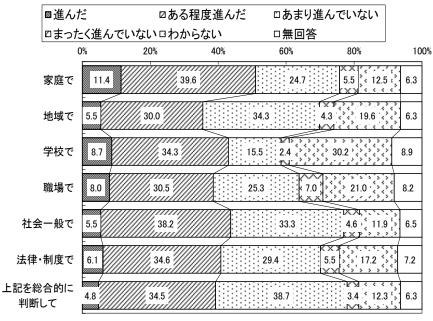
このことから、今まで当たり前とされてきた習慣や考え方に対して、「本当にそうなのか」 という気づきが少しずつ生まれてきたのではないかと考えられます。

一方で、家庭生活において「家事、育児や介護などを男女で分担する」という考え方について、約9割が肯定しているものの、実態は妻の負担が大きい状況で、「男だから、女だから」という固定的な役割意識や偏った分担状況が根強く残っている状況です。

意識改革は大変時間がかかる取組であることから、今後も家庭や職場、地域、教育現場などあらゆる場において、一人ひとりが男女共同参画の視点から意識や考え方を見直し行動につなげていけるよう継続的な啓発・教育が必要です。

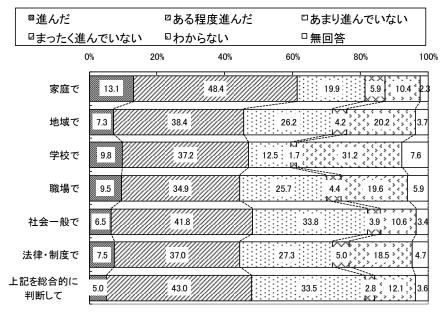
図 1 - 1

#### 男女平等は進んだか【H28調査】



資料:「男女共同参画社会づくりのための市民意識調査報告書」彦根市(平成 28 年 10 月)

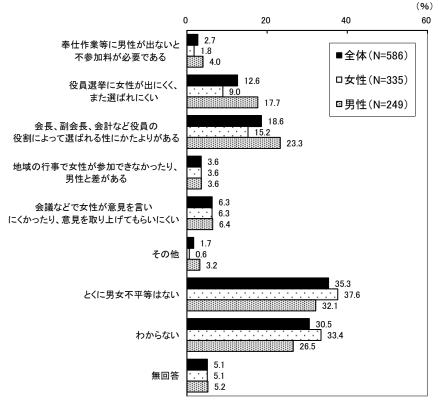
#### 男女平等は進んだか【H21調査】



資料:「男女共同参画社会づくりのための市民意識調査報告書」彦根市(平成22年3月)

#### $\boxtimes 1-3$

#### 地域における男女差別の内容



資料:「男女共同参画社会づくりのための市民意識調査報告書」彦根市(平成 28 年 10 月)

#### 【めざす成果 (男女共同参画社会のイメージ)】

O 地域や学校などにおける啓発や教育および情報提供によって、男女共同参画社会の大切 さについての気づきと学びが広がり、行動につながっていきます。

# 【成果指標】

通し	+七+亜 々	出任	基準値	目標値	<b>プロセーク</b> ジロ
記号	指標名	単位	H27 年度	H32 年度	成果指標の説明
А	出前講座等の新規開催数 (自治会)	自治会	4	29	自治会の男女共同参画社会の 実現に向けた取組状況がわかり ます。
В	出前講座の新規開催数 (事業所)	事業所	20	30	事業所の男女共同参画社会の 実現に向けた取組状況がわかり ます。
С	出前講座の新規開催数 (各種団体)	団体	5	15	各種団体の男女共同参画社会 の実現に向けた取組状況がわ かります。
D	学校における副読本の活 用	校	24	全校(24)	小・中学校での男女共同参画の 副読本の活用により、男女共同 参画への学びと気づきの広がり がわかります。

#### 【重点事業】

頁	通し 番号	施策·事業	事業の概要	担当課
11	4	出前講座の開催	地域や団体などに出向き、性別役割分業意識の払拭やそれに基づく慣習の改善などに ついて啓発する。	人権政策課
12	10	地域で活躍するリー ダーの養成	市民公募により、男女共同参画地域推進員 を設置し、地域で男女共同参画について発 信していく人材の養成を行う。	人権政策課
13	13	副読本の活用	男女共同参画推進に係る教育を充実するために、県配布の副読本を活用する。また、効果的な活用方法を研究する。	学校教育課

#### 推進課題(1)社会や家庭における男女共同参画学習の推進

#### 【施策の方向】

#### ①男女共同参画に関する気づきと実践のための学習の充実

出前講座を始め、地域・家庭での学習の展開を通じて、男女共同参画の大切さに気づき、 学び、行動に移すための学習内容と機会の充実に取り組みます。

性的指向\*や性同一性障害\*、障害者、外国人などの中で様々な困難な状況に置かれている 人たちの人権が尊重されるよう研修会を開催するなど啓発を行います。

通し 番号	施策・事業	事業の概要	担当課
1	人権に関する研修 会等の開催	性的指向や性同一性障害、障害者、外国人などの中で 様々な困難な状況に置かれている人たちの人権が尊重 されるよう研修会を開催し啓発する。	人権政策課
2	地域子育て支援セ ンター等における 事業	教室やひろばを継続して開催し、子育て家庭の交流や子育ての悩みについての情報交換を行うとともに、父親等男性の育児への関心を高めていく。	子ども・若者課
3	公民館等の自主講 座	女性の能力開発や生きがい形成のほか、男女の固定的 な役割分担に捉われない市民意識を醸成できるような 学習機会を提供する。	生涯学習課
4	出前講座の開催	地域や団体などに出向き、性別役割分業意識の払拭やそれに基づく慣習の改善などについて啓発する。	人権政策課
5	男女共同参画フォーラムの開催	公募により組織する実行委員会に委託し、「男女共同参 画フォーラム」を開催する。	人権政策課
6	男女共同参画セミナー等の開催	男女共同参画について理解を深めるためのセミナー等 を開催する。	人権政策課
7	男女がともに参加 しやすい講座の開 催	幅広い年齢層の男女が生涯を通じてともに学習できるよう、講座内容や開催時間等について工夫する。	生涯学習課 全庁
8	子ども会やスポー ツ団体等の指導者 への研修	子ども会、スポーツ少年団等の指導者がジェンダー*の 視点を持てるように、啓発や研修を行う。	生涯学習課 保健体育課

# ②男女共同参画の視点に立ったリーダーの育成

男女共同参画社会の実現を目指すための地域リーダーを育成し、その活動を支援します。

通し 番号	施策·事業	事業の概要	担当課
9	人材育成講座の開 催	人材育成講座を開催し、男女共同参画の視点に立って地 域等で活躍できる人材を育成する。	人権政策課
10	地域で活躍するリー ダーの養成	市民公募により、男女共同参画地域推進員を設置し、地域で男女共同参画について発信していく人材の養成を行う。	人権政策課
11	男女共同参画を推 進する団体の育成・ 支援	男女共同参画社会実現のための研究や活動を行っている 団体等を把握し、活動を支援する。	人権政策課

#### 推進課題(2)学校と保育の場における男女共同参画教育の推進

#### 【施策の方向】

#### ① 男女共同参画教育の充実

子どもたち一人ひとりの個性と能力が尊重され、性別に捉われず、生きる力、育つ力を伸ばすことのできる教育を進めます。

学校において、男女共同参画社会の大切さに関する教育を進めます。

通し 番号	施策・事業	事業の概要	担当課
12	学習指導の充実	道徳教育、性教育、技術・家庭科などに、ジェンダー* に気づく視点を取り入れた教育活動を推進する。	学校教育課
13	副読本の活用	男女共同参画推進に係る教育を充実するために、県配 布の副読本を活用する。また、効果的な活用方法を研 究する。	学校教育課
14	教材や遊具等の選定	保育所、幼稚園、小・中学校の教材や絵本等を購入するとき、ジェンダーに気づく視点をもって選定する。	学校教育課 幼児課
15	保護者への啓発	小・中学校や幼稚園、保育所だよりなどを通して、男 女共同参画の推進について啓発する。	学校教育課 幼児課

#### ② 教職員・保育士研修の充実

ジェンダーに気づく視点に立って教職員・保育士の研修を進めます。

隠れたカリキュラム\*の点検ができるなど、職員の意識改革と指導力向上のための研修を行います。

性的指向\*や性同一性障害\*に対する正しい認識と理解を深めるための研修に取り組みます。

通し 番号	施策•事業	事業の概要	担当課
16	教職員の研修	男女共同参画に向けた意識改革のための研修を推進する。 隠れたカリキュラムの点検ができるなど、職員の意識改革 と指導力向上のための研修を実施する。 性的指向や性同一性障害に対する正しい認識と理解を深 めるための研修を行う。	学校教育課 人権教育課
17	保育士の研修	男女共同参画に向けた意識改革のための研修を行うよう働きかける。	幼児課

#### 推進課題(3)互いの性を尊重し、男女の心と身体の健康に気づくための取組

#### 【施策の方向】

#### ①性と生殖の健康・権利に関する啓発

性と生殖に関する健康と権利を認め合い、心と身体の健康を守るため、互いの性と人権の尊重を基礎にした正しい性教育の充実や知識・情報の提供に取り組みます。

通し 番号	施策•事業	事業の概要	担当課
18	学校における性教育 の充実	学校における保健学習を充実し、児童・生徒に思春期にお ける心と体の発達について理解させ、性と生命を尊重する 態度を育成する。	学校教育課 保健体育課
19	性と生殖の健康・権利に関する情報の提供	母子健康手帳の発行、両(母)親学級、育児学級、個別相 談等あらゆる場を通じて、互いの性と健康に関する情報提 供を行う。	健康推進課

#### ②社会的性別 (ジェンダー\*) の視点から男女の心の健康に気づくための取組

男性も女性もジェンダーに由来するストレス等から心の健康を害することのないよう、適切な相談の充実や啓発の推進に取り組みます。

通し 番号	施策·事業	事業の概要	担当課
20	心の健康に関する情 報の提供	うつ病を始めとした心の病についての啓発や働く世代のメ ンタルヘルスに関する啓発を行う。	健康推進課
21	自殺対策の推進	自殺対策を強化するため、うつ病など精神疾患の相談窓口の開設や啓発を行う。また、自殺対策ネットワーク会議の設置を行う。	障害福祉課

#### 推進課題(4)男女共同参画に関する啓発・情報提供

#### 【施策の方向】

#### ①社会的性別 (ジェンダー\*) の視点に気づくための広報・情報提供

男女共同参画の大切さやジェンダーの視点に気づき、学ぶことへのきっかけとなるよう工 夫を加えながら、広報や情報提供を進めます。

男女共同参画や女性問題等に関する資料や情報を収集し、提供・発信します。

通し 番号	施策•事業	事業の概要	担当課
22	人権啓発資料の作 成・活用	女性の人権や男女共同参画の視点を取り入れた人権啓 発資料を作成し、地域や企業等での人権啓発に活用す る。	人権政策課
23	市民・企業に対する 広報・啓発	男女共同参画社会実現のための課題を取り上げ、「広報ひこね」や広報誌「かけはし」等で啓発を行っていく。	人権政策課
24	企業等への広報	企業等職場における男女平等が浸透するよう啓発を行う。	地域経済振 興課
25	資料の収集・提供	男女共同参画の視点に立って、国、県の情報や資料の収集および提供を行う。 男女共同参画意識の高揚を図るため、関連図書を展示し、啓発に努める。	人権政策課 図書館

#### ②市民等の意識調査と分析の活用

市民の意識や実態を定期的に調査分析し、施策の成果に関する点検や施策の推進に活用します。

通し 番号	施策•事業	事業の概要	担当課
26	男女共同参画に関する市民意識調査	男女共同参画に関するアンケート調査や市民意識調査等 を行い、分析と活用を行う。	人権政策課

#### ③性差別撤廃へ向けた国際的な取組、国・県の取組に関する情報の収集と提供

性差別撤廃へ向けた国際的な取組や国・県の取組などに関して、情報の収集を行うとともに、市民への情報提供に活用します。

通し 番号	施策•事業	事業の概要	担当課
27	情報の収集と提供	国連、国、県、市等の情報を収集し提供する。	人権政策課

#### ④メディア情報を適切に判断できる能力の向上

メディア情報(新聞、雑誌、テレビ、ラジオ、インターネット、SNS\*など)が溢れ、誰もが容易に様々な情報を得られる中で、適切に判断できる能力(メディア・リテラシー\*)を向上させるための取組を行います。

通し 番号	施策•事業	事業の概要	担当課
28	メディア・リテラシー 向上のための取組	メディア・リテラシーに関する学習機会の提供を行う。	人権政策課

#### 【市民にできること】

- 男女がともに自分らしく生きるため、男だから、女だからと決めつけないで、考え方を見直してみましょう。
- 出前講座やセミナー等に積極的に参加しましょう。
- 学んだことを地域活動や市民活動の中で活かしていきましょう。
- 慣習やしきたりの中の不合理や男女差別に気づき、見直しましょう。
- 家事や育児を男女がともに担いましょう。
- 男の子だから、女の子だからという考え方に捉われず、子どもの個性を大切に育て ましょう。
- ジェンダー\*に扱われない柔軟な考え方の子どもに育てましょう。
- 学校で学んだ男女共同参画教育が、家庭でも活かされるようにしましょう。
- 教育や保育に積極的に参加し、ジェンダーに捉われない学校や社会にしましょう。
- 性的指向\*や性同一性障害\*について正しく学び、理解を深めましょう。

# 基本目標2 社会的な意思決定などの場で男女共同参画を推進する

#### 【現状と課題】

社会のあらゆる分野へ男女が対等に参画していき、互いに能力を発揮するためには、意思 決定の場に参画する性別が男女どちらかに偏らないようにすることが必要です。

彦根市の各種審議会における女性の登用率は、平成20年度の33.1%から平成27年度には27.5%に低下しました。このことから、各種審議会の委員の選考にあたって、男女比率が偏らないよういっそう配慮する必要があります。

彦根市職員の管理・監督職のうち女性の割合は、平成28年度は21.5%で、平成20年度の20.4%からやや上昇しましたが、まだ低い水準となっています。

教育現場においても、特に小学校では女性教員の割合が高いにも関わらず、管理職(校長・教頭)に占める女性の割合(平成28年5月1日現在)は市立小学校で20.5%、市立中学校で12.5%となっています。校長や教頭など教育現場における管理職の存在は、子どもの意識への影響も大きいため、女性の参画が進むよう働きかける必要があります。

平成 27 年度に市内企業・事業所を対象に実施したアンケート結果では、女性の管理職の割合が前回調査より増えたものの 10.7%にとどまっています(図 2-1)。

市民意識調査によれば、「なぜ管理職につく女性が少ないのか」という問に対して、「女性は、家庭における責任を多く担っているため、責任の重い仕事につきにくいから」、「会社や組織の中に昇進・昇格に対する男性優先の意識や、女性管理職に対する不安感があるから」の比率が高くなっています(図2-2)。

加えて、自治会等の地域の役員(会長・副会長)に占める女性の割合は7.0%となっており、依然として女性の参画が極端に少ない状況です。地域の役員への女性の参画を促進するためには、偏った性別役割分業意識の改善や社会的な仕組みも同時に変えていかなければなりません。その上で、自治会等の地域の役員への女性の参画を促進する取組への支援に努める必要があります。

また、平成28年4月から女性活躍推進法が施行され、女性がその個性と能力が発揮できるようになるためには、意思決定の場への女性の参画が重要となります。

このことから、引き続き企業や自治会、各種団体における意思決定の場への女性の参画が 進むよう、男女それぞれが意識を変えていけるための取組を行っていく必要があります。  $\boxtimes 2-1$ 

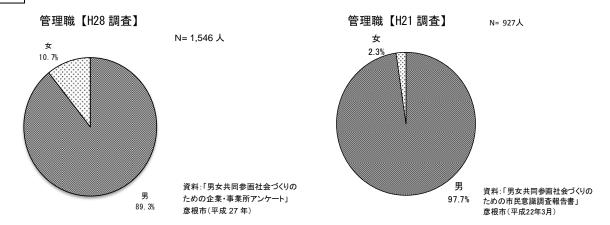
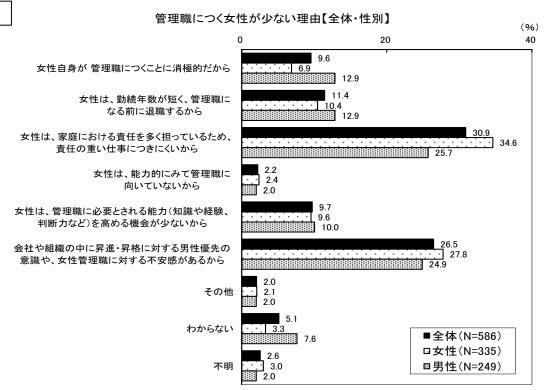


図 2 - 2



資料:「男女共同参画社会づくりのための市民意識調査報告書」彦根市(平成 28 年 10 月)

#### 【めざす成果 (男女共同参画社会のイメージ)】

○ 行政や地域等における意思決定の場への女性の参画が進められ、女性の能力が活かされるとともに、男女ともに意見が反映されます。

# 【成果指標】

通し	七	単位	基準値	目標値	は田杉博の説明
記号	指標名	甲亚	H27 年度	H32 年度	成果指標の説明
E	市の審議会等における女 性委員の割合が 40~60% である審議会等の割合	%	33	60	男女共同参画の視点からの意見 が政策・方針等へ反映されていくこ とがわかります。
F	自治会の役員に女性が含まれる団体の割合	%	36	50	自治会における男女共同参画推 進への取組の広がりがわかりま す。
G	市内小・中学校の教頭以上 に占める女性の割合	%	18	25	教育現場における男女共同参画 推進への取組の広がりがわかりま す。

# 【重点事業】

頁	通し 番号	施策·事業	事業の概要	担当課
20	29	市の審議会等への女性の登用の推進	審議会等への女性の積極的な参画を推進するため、女性委員の比率が低い審議会等においては改選時に事前協議するなどして、女性登用の推進を図る。	人事課 全庁
20	32	管理・監督職への女 性の積極的な登用	職員の能力と適性に応じ、管理・監督職への 女性の積極的な登用を図る。また、市内小・ 中学校の管理職への女性の積極的な登用を 図るよう努める。	人事課 学校教育課
20	35	ワーク・ライフ・バラン ス*のための職場環 境の整備	次世代育成支援対策推進法および女性活躍推進法に基づく「彦根市特定事業主行動計画」等の推進により、ワーク・ライフ・バランスのための職場環境を整備する。	人事課全庁

# 推進課題(1)審議会・委員会等行政における意思決定機関での男女共同参画の推進

#### 【施策の方向】

#### ① 審議会・委員会等への女性の積極的な登用やクォータ制\*の導入

市政に幅広い市民の意見を反映させることを目的に設置している審議会等において、男女ともにその意見を反映するため、委員の性別が偏ることなく構成されるよう取り組みます。 このため、特に男女共同参画が必要な審議会等を始め、できる限りの審議会等においてクォータ制の導入に取り組みます。

議会・委員会等への女性の登用の促進を図るために、女性人材バンクを設置し、研修会や 交流会などを開催し、充実していきます。

通し 番号	施策•事業	事業の概要	担当課
29	市の審議会等への女性の登用の推進	審議会等への女性の積極的な参画を推進するため、女性 委員の比率が低い審議会等においては改選時に事前協 議するなどして、女性登用の推進を図る。	人事課 全庁
30	クォータ制の導入	委員の性別が偏ることなく構成されるよう、委員総数に対して、初めから男女の委員数を定めるクォータ制度の導入を推進する。	人事課 全庁
31	女性人材バンクの活 用	審議会・委員会等への女性の登用の促進を図るために、 女性人材バンクを設置し、活用する。	人権政策課

#### ② 女性の管理・監督職等への積極的な登用

市行政において、より活躍できる女性職員の育成と能力発揮の機会の充実に努め、管理・ 監督職への登用を進めます。

市内小・中学校において、管理職への積極的な女性登用を進めます。

通し 番号	施策•事業	事業の概要	担当課
32	管理・監督職への女 性の積極的な登用	各職員の能力と適性に応じ、管理・監督職への女性の積極的な登用を図る。また、市内小・中学校の管理職への女性の積極的な登用を図るよう努める。	人事課 学校教育課
33	職員の研修機会の充実	職員の能力と適性に応じた人材育成を行うとともに、男女 共同参画に関する理解等を深めるため、職員の研修機会 の充実を図る。	人事課
34	女性職員の職務・職 域の拡大	女性職員が行政のより広い分野で活躍できるよう、職務・ 職域の拡大を図る。	人事課
35	ワーク・ライフ・バラン ス*のための職場環 境の整備	次世代育成支援対策推進法および女性活躍推進法に基づく「彦根市特定事業主行動計画」等の推進により、ワーク・ライフ・バランスのための職場環境を整備する。	人事課 全庁

#### 推進課題(2)企業・団体等の意思決定機関での男女共同参画の促進

#### 【施策の方向】

#### ①職場での管理・監督職や団体役員等への女性の登用

関係団体と連携しながら、市内企業・団体等において、意思決定の場における男性優先の 意識を解消し、女性の管理・監督職への登用や職域の拡大、意思決定に関わる場への参画を 進めるよう働きかけを行います。

女性が能力を発揮し、活躍できるようキャリアアップを支援するとともに、情報交換の場 やネットワークづくりを支援します。

通し 番号	施策·事業	事業の概要	担当課
36	企業・団体等に対す る啓発活動の充実	商工会や商工会議所、各地場産業組合等との連携により、職場での女性の管理・監督職への登用や職域拡大、 方針決定の場への女性の参画が推進するよう、企業・団 体等への啓発を行う。	地域経済振興課
37	市の関係団体などに おける意思決定の場 への女性の参画の 促進	市が出資する法人や市の公共施設の管理運営を行う指定 管理者等の関係団体などに対して、意思決定の場へ女性 の参画を進めるよう働きかける。	人権政策課全庁
38	女性のキャリアアッ プ支援	女性が能力を発揮し、活躍できるようキャリアアップを支援 するとともに、情報交換の場やネットワークづくりを支援す る。	人権政策課

#### 推進課題(3)地域での男女共同参画の促進

#### 【施策の方向】

#### ①自治会など地域活動の意思決定の場における男女共同参画の促進

自治会等の地域活動において男女共同参画が進むよう、役員選出を始め、意思決定の場への女性の参画を促進するための地域の取組を支援します。

通し 番号	施策·事業	事業の概要	担当課
39	自治会役員選出に おける男女共同参画 の促進支援	自治会活動に男女が積極的に参画できるよう、役員構成 や選出方法の見直し、男女を問わず活躍できる役員会づく りについて自治会への啓発を行う。	まちづくり推進室
40	民生委員、人権擁護 推進員等における男 女共同参画の促進 支援	3 年任期である民生委員児童委員および主任児童委員について、改選時に女性の積極的な選出に取り組んでいる。 平成27年度末時点で4割強が女性委員であり半数を目標に取り組む。 人権擁護推進員等の推薦にあたっては、女性が推薦されるよう地域に働きかける。	社会福祉課人権政策課
41	出前講座の開催	男女がともに地域の課題解決に参画していくよう、自治会等に啓発を行う。	人権政策課

#### 【市民にできること】

- 市民、事業者などで物事を決めるときに、男女がともに参画しましょう。
- 審議会や委員会には積極的に参画しましょう。
- 職場でも性別役割分業意識の払拭に努め、意思決定の場に女性が参画できるよう働きかけましょう。
- 地域活動に男女がともに参画できるよう、不合理な習慣やしきたり、会則等があれば改善していきましょう。
- 自治会など地域社会で男女共同参画を進めましょう。

#### 【現状と課題】

市民意識調査によると、「現在働いているかどうか」という問に対して、女性の 30 歳代の 就業率が前回調査の 49.4%から 77.2%に上昇しています。また、前回の調査ではグラフが女性の就業率の特徴的な「M字曲線」(女性就業率のグラフの特徴的な形で、結婚、出産、子育 て期に就業率が低下しM字型になること)を描いていましたが、今回調査ではM字曲線の谷間が 30 歳代から 40 歳代にシフトし、ゆるやかなM字曲線となりました。(図 3-1)。

また、「女性の望ましい働き方」について尋ねたところ、男女ともに「育児休業取得型」(子どもができたら育児のためにいったん休業し、その後職場に復帰する)がよいと回答した人が約50%を占めています。また、平成21年の前回調査と比べて「退職再就職型」(結婚や出産を契機に退職し、子どもが大きくなってから再び働く)が減っていることからも、女性も働き続けるほうがいいという意識が強くなってきていると考えられます(図3-2)。「女性が仕事を続けていくために必要なこと」については、「女性が働くことに対し、家族や周囲の理解と協力があること」が最も多く、次いで「育児や介護のための施設や制度を充実させること」、「女性が育児や介護の休業を利用しやすい環境にすること」が続いています。

子育てをしながら働く女性が増える中、若い世代では、家事や育児を分担する男性が増えてきてはいるものの、依然として、女性が家事や育児などを多く負担している状況が続いています。

共働き世帯が増えている中、長時間労働などの働き方見直しや、仕事と生活の調和(ワーク・ライフ・バランス\*)への取組が喫緊の課題となっています。

市民意識調査で「仕事と生活の調和がとれた暮らしのために、職場の環境や制度として必要なこと」を尋ねたところ、男女ともに「上司に理解があること」を挙げる人が最も多いほか、女性では「子どもが病気の時や学校行事の時に休みが取れること」を挙げる人が多い状況でした(図3-3)。

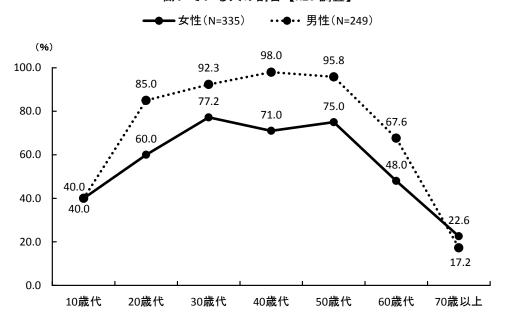
このようなことから、ワーク・ライフ・バランスの推進のためには、働く人の意識はもちるんのこと、経営者や管理職の意識を変える必要があります。

職業生活において、女性が活躍できるようになるためには、男性が家庭生活に積極的に参加し、家事などを分担して行えるようにすることが大切です。そのためには、男性自身の抵抗感をなくしたり、夫婦や家族のコミュニケーションが必要になります。

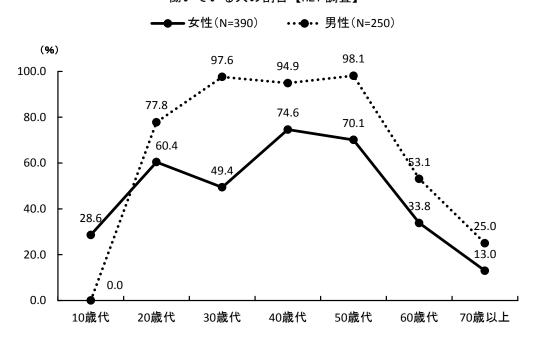
現在、パート・アルバイトなどの非正規で働く女性が多い状況ですが、それぞれのニーズに応じた働き方ができるよう、今後、関係機関や関係団体と連携しながら、労働時間の短縮や有給休暇の取得促進など男性も女性も仕事と生活の調和を図れるような企業風土の育成や職場環境の整備、性別に関係なく能力を発揮できる職場環境の整備を支援していくことが必要です。また併せて、育児・介護休業制度の周知・普及、育児や介護支援の基盤整備を図っていくことが必要です。

図3-1

#### 働いている人の割合【H28調査】



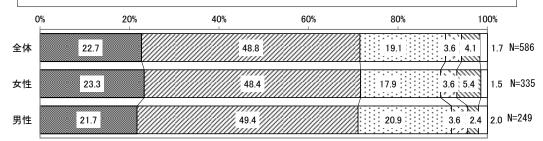
#### 働いている人の割合【H21調査】



資料:「男女共同参画社会づくりのための市民意識調査報告書」彦根市(平成28年10月)

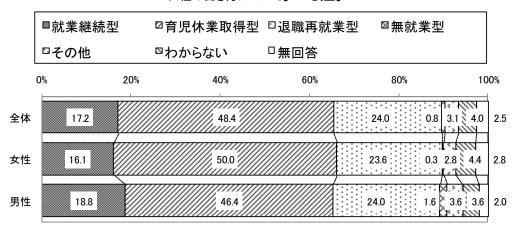
#### 女性の働き方について【H28 調査】

#### ■就業継続型 □育児休業取得型 □退職再就業型 □無就業型 □その他 □わからない □無回答



資料:「男女共同参画社会づくりのための市民意識調査報告書」彦根市(平成28年10月)

#### 女性の働き方について【H21 調査】



資料:「男女共同参画社会づくりのための市民意識調査報告書」彦根市(平成 22 年 3 月)

「就業継続型」・・・・・・ 〇結婚しないで働き続ける

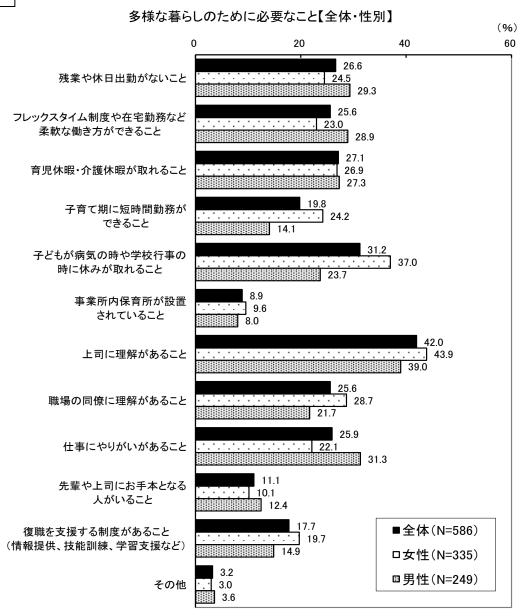
〇結婚し子どもを持ちながら働き続ける

「育児休業取得型」・・・・ 〇子どもができたら育児のためにいったん休んで、その後職場に復帰する

「退職再就業型」・・・・・ 〇結婚や出産を契機に退職し、子どもが大きくなってから再び働く

「無就業型」・・・・・・ 〇結婚前・後とも働かない

図3 - 3



資料:「男女共同参画社会づくりのための市民意識調査」彦根市(平成 28 年 10 月)

#### 【めざす成果 (男女共同参画社会のイメージ)】

- 仕事と生活の調和が図られ、多様な働き方が認められ、生涯を通して充実した生活を送ることができます。
- 男女がともに能力を発揮できる職場が実現されます。

#### 【成果指標】

通し	七	単位	基準値	目標値	代用化価の説明
記号			H27 年度	H32 年度	成果指標の説明
н	平均給与収入金額における男性を 100 とした女性の割合(25歳から44歳まで)	%	48	60	男性と比べて格差が拡大していく 年代の女性の給与収入金額が上 がることで、企業内における女性 の能力の発揮や生活における経 済的自立につながります。
I	市内事業所に従事する男性の育児休業取得率	%	1.9	10	男性の育児休業の取得が進み、 仕事と生活が調和した企業・職場 の広がりにつながります。
J	市内事業所に従事する人の年次有給休暇取得率	%	43.1	60	男女ともに年次有給休暇の取得が 進み、仕事と生活が調和した企 業・職場の広がりにつながります。
К	ハラスメント*相談窓口設置 率	%	75.3	100	事業所におけるハラスメント対策 が促進されていることがわかりま す。

成果指標 H: 分母は男性平均給与収入、分子は女性の平均給与収入(正規職員・非正規職員

両方含む)

成果指標 I:分母は過去 2年間に配偶者が出産した男性従業員の人数、分子はその内育児休

業を開始した男性の人数

成果指標J:分母は年次有給休暇の平均付与日数、分子は平均取得日数

成果指標 K: 分母はアンケートに回答した事業所の総数、分子はそのうちハラスメント相談

窓口を設置している事業所数

※成果指標 I  $\sim$  K の基準値は、彦根市内に在る従業委員数が 20 人以上の事業所を対象に行ったアンケート(平成 28 年 10 月 31 日現在、回答率 38.5%)の回答結果。

# 【重点事業】

頁	通し 番号	施策·事業	事業の概要	担当課
29	45	多様な働き方につい て啓発	関係機関と連携して、事業主や被雇用者に対して、労働時間短縮やフレックスタイム制*、在宅就労など多様な働き方に関する啓発を行う。	地域経済振興課
29	46	事業主の意識改革	働き方の見直しについて、あらゆる機会を通 じ、先進的な取組事例を紹介し、事業主に対 する啓発を行う。	人権政策課 地域経済振興課
30	48	育児・介護休業制度 の徹底	関係機関と連携して、事業主や被雇用者に対して、法制度の周知・普及を図るとともに、男女がともに休業を適正に取得できるように啓発を行う。また、育児・介護休業取得後もスムーズに復職できるよう事業所に働きかける。	人権政策課 地域経済振興課
30	49	市男性職員の育児 休暇の取得促進	市内事業所の模範となるよう、市男性職員 の育児に関わる休暇(育児休業や出産付き 添い休暇等)の取得促進のための環境整備 を行う。	人事課
30	51	育児や介護支援の 基盤整備	仕事と家庭の両立を支えるため、多様化する保育ニーズに対応できるよう保育サービスの充実や保育所等の整備を行う。 介護者の負担を軽減するため、介護保険サービス施設の整備を行う。	幼児課 介護福祉課
32	60	ハラスメント*対策に 関する啓発	様々なハラスメントの防止のための職場における研修の取組や、企業の内部規則化や対 策組織づくりなどの取組を促進するための啓 発を行う。	人権政策課 地域経済振興課

#### 推進課題(1)仕事と生活の調和(ワーク・ライフ・バランス)の推進

#### 【施策の方向】

#### ①仕事と生活の調和(ワーク・ライフ・バランス\*)に関する情報提供

男女がともに仕事と家事・育児・介護等の家庭生活のバランスを図れるよう、ワーク・ライフ・バランスの推進や偏った家事等の分担の改善について、広報や情報提供を進めます。 関係団体と連携しながら、ワーク・ライフ・バランスの推進について、企業等への広報や情報提供あるいは奨励支援を進めます。

通し 番号	施策•事業	事業の概要	担当課
42	ワーク・ライフ・バラン スに関する広報	ワーク・ライフ・バランスを考えるきっかけづくりとして、様々 な媒体を使って情報提供する。	人権政策課
43	企業への情報提供 等	関係機関と連携して、市内の企業等を対象に、ワーク・ライフ・バランスに関する情報提供を行う。	地域経済振 興課

#### ② 働き方の見直しのための取組支援

関係機関と連携し、労働時間、有給休暇の取得等の基準の遵守を企業に働きかけます。 低賃金という問題を伴うことなくワークシェアリング\*が進むよう、国・県と連携した制度 的整備を図りながら、労働時間短縮、フレックスタイム制\*の導入など働き方の見直しについ て、事業主や働く人への啓発を行います。

働き方を見直すためには、特に、経営者や管理職の意識改革が必要であるため、先進的な 取組事例を紹介し、啓発を行います。

通し 番号	施策·事業	事業の概要	担当課
44	企業への法令基準 遵守の働きかけ	関係機関と連携して、市内の企業等を対象に、労働基準 法などの法令基準の遵守の働きかけを行う。	地域経済振 興課
45	多様な働き方につい て啓発	関係機関と連携して、事業主や被雇用者に対して、労働時間短縮やフレックスタイム制、在宅就労など多様な働き方に関する啓発を行う。	地域経済振 興課
46	事業主の意識改革	働き方の見直しについて、あらゆる機会を通じ、先進的な 取組事例を紹介し、事業主に対する啓発を行う。	人権政策課 地域経済振 興課
47	具体的な課題調査・ 分析	企業訪問等で働き方の見直しをするための課題等を調 査・分析する。	人権政策課

#### ③ 仕事と家庭や地域活動等の両立を支える就労環境の整備

育児休業・介護休業が円滑に取得され、仕事と家庭(育児・介護等)や地域活動等の両立が果たされるよう、制度の普及に向けて、関係機関、関係団体と連携しながら、啓発を進めます。

関係機関、関係団体と連携しながら、仕事と家庭生活の両立支援制度を活用できるように 周知します。

通し 番号	施策•事業	事業の概要	担当課			
48	育児・介護休業制度 の徹底	関係機関と連携して、事業主や被雇用者に対して、法制度の周知・普及を図るとともに、男女がともに休業を適正に取得できるように啓発を行う。また、育児・介護休業取得後もスムーズに復職できるよう事業所に働きかける。	人権政策課 地域経済振 興課			
49	市男性職員の育児 休暇の取得促進					
50	両立支援制度の周 知	か行っている仕事と家庭生活の両立文援制度の周知を図				
51	育児や介護支援の 基盤整備	仕事と家庭の両立を支えるため、多様化する保育ニーズに対応できるよう保育サービスの充実や保育所等の整備を行う。 介護者の負担を軽減するため、介護保険サービス施設の整備を行う。	幼児課 介護福祉課			

#### 推進課題(2)男女共同参画の職場と企業風土づくり

#### 【施策の方向】

#### ①職場での積極的改善措置(ポジティブ・アクション\*)の導入促進

企業・団体等において、男女の機会均等を確保するだけでなく、労働者の男女間に生じている差を解消するために、企業などが積極的に取り組むよう、関係機関、関係団体と連携しながら、啓発を進めます。

通し 番号	施策•事業	事業の概要	担当課
52	積極的改善措置の	滋賀労働局など関係機関と連携し、事業所における男女	地域経済振
	導入促進	の労働条件格差是正に向けた啓発を行う。	興課

#### ②家族経営等における男女共同参画の取組

農林水産業・商工自営業等の重要な担い手である女性の経営参画を進めるため、男女ともに気づきと学びが図れるような啓発や研修機会の提供、家族経営協定\*等の普及に取り組みます。

通し 番号	施策•事業	事業の概要	担当課
53	農業における家族経 営協定等の普及啓 発	家族従事者において、役割と貢献に見合った報酬が得られ、経済的自立が図れるよう、家族経営協定や農業法人等の役員への登用の普及に向けた、情報の提供および普及啓発を行う。	農林水産課

#### ③男女対等な職業観・労働観に立った企業の育成

女性が生涯にわたって職業を持ち、それぞれの自己実現が図れるよう、経営者の意識改革 のもとに男女対等な職業観・労働観に立った企業の育成を支援します。

採用や賃金・給与、昇進・昇格等の面など、雇用における男女の不平等が解消されるよう、 関係団体と連携しながら、啓発を進めます。

通し 番号	施策·事業	策·事業 事業の概要			
54	企業訪問を通じた啓 発活動の充実	企業内公正採用・人権啓発推進月間に係る訪問時に、男 女共同参画に関する啓発を行う。	人権政策課		
55	企業への出前講座 等の展開	出前講座等により経営者層の意識改革を促し、企業への 支援を行う。	人権政策課		
56	企業等が実施する研 修への支援	企業・団体における、男女が働きやすい職場環境づくりに 向けた研修に対して、協力・支援を行う。	地域経済振 興課		
57	男女雇用機会均等 法等の普及・啓発	事業所等に対して、募集・採用、配置・昇進、教育訓練な ど、実態把握や情報収集を行い、男女雇用機会均等法等 の趣旨や内容の周知徹底に取り組む。	地域経済振興課		

#### 4健康に関する保護制度の浸透

働く女性の健康が保護され、妊娠・出産に伴う不利益な取り扱いがなく、安心して働き続けられるよう、法令の趣旨徹底に向けた啓発や広報に取り組みます。

働く人の健康が保護され、過労死などの悲惨な事態を招かないよう、法令の趣旨徹底に向けた啓発や広報に取り組みます。

通し 番号	施策•事業	事業の概要	担当課
58	生理休暇や妊娠・出 産等に関する女性の 健康保護のための 啓発	関係機関と連携し、事業主や被雇用者に対して、男女雇用機会均等法、育児・介護休業法の周知・普及をするとともに、生理休暇や妊娠・出産に関して、適切な就業条件がとられるよう啓発を行う。	地域経済振 興課
59	働く人の健康保護のための啓発	関係機関と連携し、事業主や被雇用者に対して、男女がともに健康で働き続けられるための適切な就業条件がとられるよう、啓発を行う。	地域経済振 興課

#### ⑤職場における様々なハラスメント\*対策の促進

職場におけるセクシュアル・ハラスメント\*を始めとした様々なハラスメントを防止するとともに、企業の内部規則化や対策組織づくりなどの取組を促進するため、啓発や広報に取り組みます。

通し 番号	施策·事業	事業の概要	担当課
60	ハラスメント対策に 関する啓発	様々なハラスメントの防止のための職場における研修の 取組や、企業の内部規則化や対策組織づくりなどの取組 を促進するための啓発を行う。	人権政策課 地域経済振 興課

#### 【市民にできること】

- 男女がともに能力を発揮できる職場環境をつくりましょう。
- 一人ひとりが自分や家族にとってのワーク・ライフ・バランス\*について考え、できる ことから実践していきましょう。
- 母性保護\*の重要性について理解を深めましょう。
- 子育て、家族の介護などで、家庭生活に比重のかかる時期は誰にでもあることを理解し、 自らが制度(育児・介護休業制度、男女雇用機会均等法、母性保護制度など)を活用しましょう。
- 子育てをしながら安心して働き続けられるよう、職場内で協力し合いましょう。
- 男女互いに対等なパートナーとして尊重し、様々なハラスメントを起こさない職場環境 をつくりましょう。
- 事業主は、男女共同参画の視点から職場環境を見直し、積極的に改善していきましょう。
- 働き方を見直し、男性の家事参画を進めましょう。
- ◆ 夫婦や家族間のコミュニケーションを増やしましょう。

# 基本目標4 男女がともに仕事や地域でチャレンジできる環境をつくる

#### 【現状と課題】

多様な生き方を尊重するという視点から、性別に関わりなく、一人ひとりの市民が、自己 実現や幸福追求を目指して、仕事や地域活動、社会活動を自分で選び、チャレンジできる環 境をつくっていくことが求められます。

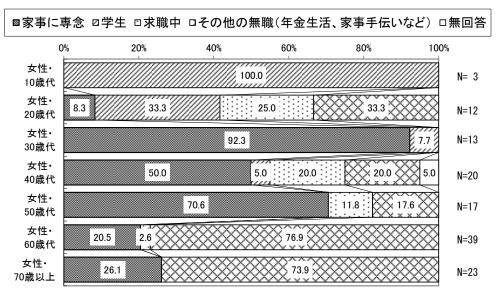
市民意識調査結果では、「今後やってみたいこと」について、「就労」を選んだ女性のうち、7割は「働いていない」人(「家事に専念」、「求職中」など)でした。また、現在無職である人のうち、求職中の女性が40歳代、50歳代で一定割合いることから(図4-1)、子育てが終わり再就職したいと思っている人がいると考えられます。今後、女性や男性が再就職や起業などにチャレンジする活動を支援する取組を進めていく必要があります。

また、子育てをしながら働き続ける女性が増えていることから、安心して働けるよう待機 児童の解消や保育サービスを充実していく必要があります。

市民が、性別に関わりなく、地域や社会への参画機会を自分で選び、積極的に参画していけるよう、市民団体やNPO\*等に関する情報の提供や機会の拡充などに努めていく必要があります。

#### $\boxtimes 4 - 1$

#### 働いていない理由【女性年代別】



資料:「男女共同参画社会づくりのための市民意識調査報告書」彦根市(平成28年10月)

# 【めざす成果(男女共同参画社会のイメージ)】

○ 性別に関わりなく、自分の意思で能力を発揮できる職場や地域社会が実現されます。

# 【成果指標】

通し	通し、おから		基準値	目標値	+ 田七梅の芸田	
記号	指標名	単位	H27 年度	H32 年度	成果指標の説明	
L	25 歳から 44 歳までの女性 の就業率	%	76	80	結婚、出産、子育て期に低下している 30 歳代前後の女性の就業者数が上がることで、能力を発揮できる人が増えることがわかります。	
М	放課後児童クラブ利用者数	人	1,041	1,400	子育て中の人が就業できる環境が 整備されていることがわかります。	

# 【重点事業】

頁	通し 番号	施策·事業	事業の概要	担当課
35	62	起業・再就職等を支 援する情報・機会の 提供	関係機関と連携して、創業支援総合窓口等により、起業家を目指す市民に対しての各種貸付事業等支援施策の情報の提供や、経営能力向上の講座、相談等の機会の提供を行う。また、再就職支援のためのパソコン教室や福祉住環境コーディネーター講座などの実施や、再就職に向けての情報提供を行う。	地域経済振興課
35	65	待機児童の解消	子育て中の人が安心して働けるように待機 児童の解消に取り組む。	幼児課
35	66	保育サービスの充実	保護者のニーズに対応するため、保育所等 の一時預かりや幼稚園の預かり広場の充実 に取り組む。	幼児課
35	67	放課後児童クラブの 充実	子育て中の人が安心して働けるよう保護者 のニーズに応じ放課後児童クラブを充実して いく。	生涯学習課

## 推進課題(1)男女がともに仕事でチャレンジできる環境づくり

## 【施策の方向】

## ①チャレンジ支援

起業や再就職などのチャレンジ支援を図るため、情報提供や機会の提供に取り組みます。 女性の就業機会の拡大と職業能力の向上のための機会の充実に取り組みます。

農林水産業の経営に女性の知識や経験が発揮できるよう機会の提案を行います。

子育て中の男女がともに安心して働けるように環境整備を図ります。

ひとり親や生活困窮者などが経済的に自立できるように就労を支援します。

通し 番号	施策·事業	事業の概要	担当課
61	女性チャレンジ支援 講座の開催	受講者が「自分らしさ」を再確認し、自分の魅力を引き出せる講演会や講座等を開催する。	人権政策課
62	起業・再就職等を支援する情報・機会の 提供	関係機関と連携して、創業支援総合窓口等により、起業家を目指す市民に対しての各種貸付事業等支援施策の情報の提供や、経営能力向上の講座、相談等の機会の提供を行う。また、再就職支援のためのパソコン教室や福祉住環境コーディネーター講座などの実施や、再就職に向けての情報提供を行う。	地域経済振 興課
63	労働・雇用に関する 相談、情報の提供	関係機関と連携しながら、労働・雇用に関する相談やニー ズにあった労働情報サービスの提供を行う。	地域経済振 興課
64	農業分野における男女共同参画の促進	女性ならではの視点、知識や経験を生かした 6 次産業*化 等の活動を推進するため、相談や情報提供を行う。	農林水産課
65	待機児童の解消	子育て中の人が安心して働けるように待機児童の解消に 取り組む。	幼児課
66	保育サービスの充実	保護者のニーズに対応するため、保育所等の一時預かり や幼稚園の預かり広場の充実に取り組む。	幼児課
67	放課後児童クラブの充実	子育て中の人が安心して働けるよう保護者のニーズに応 じ放課後児童クラブを充実していく。	生涯学習課
68	ひとり親や生活困窮 者等への就労支援	ハローワーク等の関係機関と連携し、ひとり親や生活困窮者が経済的な自立ができるよう就労を支援する。また、彦根市いきがいわくワークセンターでは、一人ひとりの状況に応じた就労先を直接紹介する。	子育て支援 課 社会福祉課

# 推進課題(2)男女がともに地域で活躍できる環境づくり

## 【施策の方向】

## ① 地域活動における男女共同参画の促進

自治会などの地域活動において、性別に関わりなく、自分の意思で地域に貢献する活動が 展開されるよう支援します。

通し 番号	施策•事業	事業の概要	担当課
69	防災活動における男 女共同参画の促進	消防団活動のPRを行うとともに、女性消防団員の更なる確保のため、広報によるほか、各関係機関および地域に女性の入団を積極的に働きかける。	消防総務課
70	地域防災における男 女共同参画の促進	自主防災組織や避難所運営において、女性が参画するよ う働きかける。	危機管理室
71	環境保全活動におけ る男女共同参画の 促進	環境保全活動に女性の参画を働きかけるとともに、環境保全の事業を推進する。	生活環境課
72	地域福祉活動におけ る男女共同参画の 促進	高齢者の閉じこもり防止や健康保持等のために活動を行う地域のボランティア団体を支援する。 地域子育て支援センター等で開催されるひろば事業等に 従事し、地域における気軽な子育て相談者として活動する 子育てサポーターを養成していく中で男性の受講も促して いく。	医療福祉推 進課 子ども・若者 課
73	防犯活動における男 女共同参画の促進	安全で安心して暮らすことのできる地域社会の実現に向け、地域での防犯活動に男女がともに参画できるよう啓発する。	まちづくり推 進室

## ②市民活動における男女共同参画の促進

性別に関わりなく、自分の意思で積極的に社会参画していけるよう、市民団体やNPO\* 等に関する情報の提供や機会の拡充などに取り組みます。

通し 番号	施策·事業	事業の概要	担当課
74	市民団体や NPO 等 に関する情報の提供	各分野で保有している市民団体やNPO等の市民活動に 関する情報のネットワーク化を継続し、情報更新を行うこと で市民活動に参加しやすい環境を整える。	まちづくり推 進室
75	NPO 等市民活動へ の支援	NPO等の市民活動団体が行う社会貢献活動への助成を 行うとともに、団体相互の意見交換や情報交流等の場とし て、市民活動センター等の中間支援機関への活動支援に 取り組む。	まちづくり推 進室

## 【市民にできること】

- 男女がともにチャレンジできる職場や地域社会をつくりましょう。
  - 能力開発のための講座や研修を積極的に受講しましょう。
  - ボランティア活動や地域活動など、自分に合った社会参加の機会を活かしましょう。
  - 責任ある立場や新しいチャンスを前向きに捉え、進んでチャレンジしましょう。

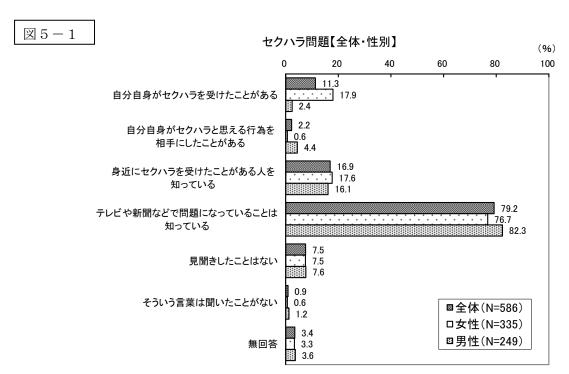
### 【現状と課題】

市民意識調査では、男女間における暴力被害の経験があった人は、セクシュアル・ハラスメント(セクハラ)\*が 11.3%(図 5-1)、ドメスティック・バイオレンス(DV)\*が 10.4%(図 5-2)となっており、市民の約 10 人に 1 人は被害の経験があるという結果になりました。 さらに、DV被害を受けていても、自分が被害を受けていることに気がついていない人もいるため、継続的に啓発を行っていく必要があります。DVをなくすために必要なこととしては、被害者が届けやすいような環境をつくること、相談体制の充実に関すること、シェルター(避難所)を設置することが多く挙げられており今後も関係機関と連携を深めながら取り組んでいく必要があります(図 5-3)。

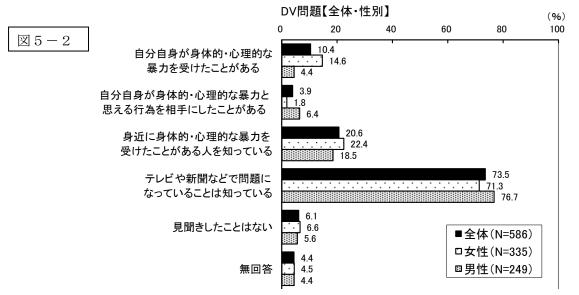
また、DV加害者については、市民意識調査によると、6.4%の男性がDV行為をしたことがあると回答しています(図 5-2)。DV加害者自身も心の悩みや問題を抱えており、DVを繰り返してしまったり、児童虐待を受けた子どもがDVの加害者になっていくという「DVの連鎖」の問題への対応のため、加害者からの相談や加害者更生に対する取組を行っていく必要があります。

交際中の若い人たちの間で起こっている暴力(デートDV)の問題も顕在化しつつあります。中学校・高等学校等における教育の充実や若者に対する啓発・情報提供の充実を図る必要があります。

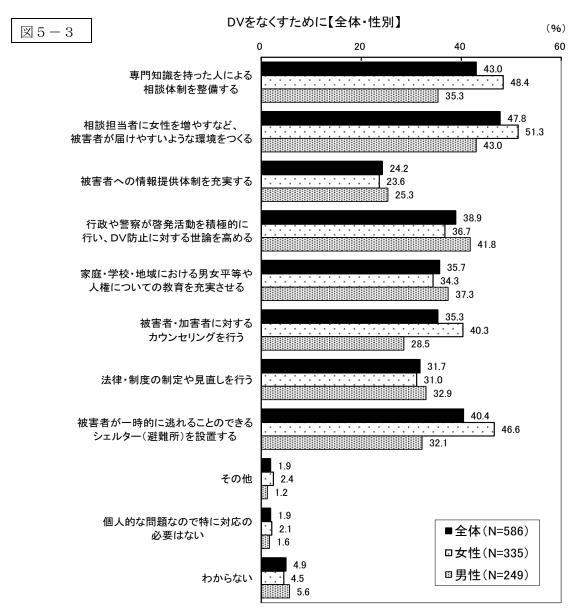
児童ポルノやソーシャル・ネットワーク (SNS)\*に関連した子どもに対する性暴力の問題も顕在化しつつあり、このような性暴力を助長する環境の改善や啓発を進める必要があります。



資料:「男女共同参画社会づくりのための市民意識調査報告書」彦根市(平成28年10月)



資料:「男女共同参画社会づくりのための市民意識調査報告書」彦根市(平成 28 年 10 月)



資料:「男女共同参画社会づくりのための市民意識調査報告書」彦根市(平成 28 年 10 月)

## 【めざす成果 (男女共同参画社会のイメージ)】

○ 女性等に対する痴漢やDV\*およびセクシュアル・ハラスメント\*などの性暴力をなくす 取組が推進され、誰もが安心して暮らせる社会が実現されます。

# 【成果指標】

通し 記号	+ヒ.↓亜. ク	114 IT	基準値	目標値	<b>プロド語の書</b> 品
	指標名	単位	H27 年度	H32 年度	成果指標の説明
N	女性等への暴力防止に向 けた啓発・研修機会の提供 回数	回	19	25	市の関係課が行う研修会や啓発 の機会の増加がわかります。
0	配偶者等からの暴力に関する相談件数	件	67	100	配偶者等からの暴力に関する相談が増えることにより、被害者の状況等がわかります。

# 【重点事業】

頁	通し 番号	施策·事業	事業の概要	担当課
42	82	相談体制の充実	ドメスティック・バイオレンス*について、被害者・加害者を問わず相談できる窓口を設置するとともに、国・県を始め専門的な相談援助機関等との連携を強化し、被害者の回復に向けた対策に取り組む。	子育て支援課
42	84	DV防止に向けた啓 発	ドメスティック・バイオレンスの防止のための課題を整理し、広報ひこねへの関連記事の掲載や広報誌を作成、出前講座を行うなど、あらゆる機会を通じた啓発を行う。	子育て支援課 人権政策課
43	89	相談体制の充実	庁内の各相談窓口、相談員の連携を図り、より適切な相談窓口の紹介や情報のネットワーク化を図る。また、DV 被害者が早期に相談ができるよう、警察や医療機関、学校等関係機関との連携を図る。	子育て支援課 人権政策課
43	90	研修の充実	人権相談実務のスキルアップを図るため、人権推護委員や人権擁護推進員および相談窓口担当者等による研修会を開催するなど、支援関係者を対象に、男女共同参画に視点を置いた研修会を必要に応じて実施する。	人権政策課

# 推進課題(1) あらゆる性暴力をなくすための取組

### 【施策の方向】

#### ①痴漢を始めあらゆる性暴力・性犯罪を許さない市民意識の醸成

女性に対する性暴力は、女性の生命や心身に極めて深刻なダメージを与え、人の尊厳に関わる重大な人権問題であり、犯罪であるとの認識が広く浸透するよう、痴漢を始めあらゆる性暴力・性犯罪を許さない社会意識づくりに向けて啓発を行います。

あらゆる場でのセクシュアル・ハラスメント\*を防止するため、啓発に取り組みます。

性犯罪、売買春、ストーカー\*行為等、異性を「性」の対象としてのみ捉え、本人の意思、 尊厳を無視した人権侵害が後を絶ちません。性暴力・性犯罪を許さない社会を築くため、異 性を対等なパートナーとして受け止め、尊重する意識づくりへ向けた啓発に取り組みます。

通し 番号	施策•事業	事業の概要	担当課
76	市民への啓発	女性に対する性暴力・性犯罪を許さない社会意識の醸成 を深めるための啓発を行う。	人権政策課
77	社会教育・学校教育 での取組	あらゆる暴力を許さない意識の醸成に向けて、社会教育・ 学校教育で教育・啓発に取り組むとともに、学校・園を通じ て保護者への啓発に取り組む。	生涯学習課 学校教育課
78	市職員への啓発	市職員に対し、セクシュアル・ハラスメントの防止等に向けた取組の推進を図るため、研修会を実施する。	人事課
79	企業等への防止対 策の促進	痴漢を始めあらゆる性暴力・性犯罪防止のために、関係機関と連携して、企業訪問等様々な機会を通じた啓発を行い、企業等で研修の取組が行われるよう働きかける。	地域経済振 興課
80	学校における性教育 の充実	学校における保健学習を充実し、児童・生徒に思春期における心と体の発達について理解させ、性と生命を尊重する態度を育成する。	保健体育課 学校教育課
81	犯罪防止に向けた啓 発	防犯意識の高揚を図るため、関係機関が連携する犬上・ 彦根防犯自治会の活性化を図り、地域における自主的・ 主体的な地域安全活動を支援する。	まちづくり推 進室

#### ②配偶者や恋人からの暴力(ドメスティック・バイオレンス\*)の防止に向けた取組の推進

配偶者からの暴力は「配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護に関する法律」の施行以来、犯罪行為であるという認識が浸透しつつあるとともに、身体的暴力だけでなく、言葉や態度による暴力もドメスティック・バイオレンス(DV)として認識され始めています。表面化しにくいDVの防止に向けた啓発活動や相談体制の充実に向けた取組を推進します。

交際中の若い人たちの間で起こるデートDVの防止に向けて、中学校・高等学校等との連携による正しい理解や認識に向けた教育・啓発や、相談体制の充実に取り組みます。

国において行われているDV加害者の更生に関する取組などの情報収集を行います。

通し 番号	施策·事業	事業の概要	担当課
82	相談体制の充実	ドメスティック・バイオレンスについて、被害者・加害者を問わず相談できる窓口を設置するとともに、国・県を始め専門的な相談援助機関等との連携を強化し、被害者の回復に向けた対策に取り組む。	子育て支援課
83	デート DV 防止へ向 けた学校教育での取 組	パートナーを対等な存在として認め合い、お互いの性を尊重し、健全に交際することについて、道徳の時間や学級活動を通じて指導の充実を図る。	学校教育課
84	DV防止に向けた啓 発	ドメスティック・バイオレンスの防止のための課題を整理し、広報ひこねへの関連記事の掲載や広報誌の作成、出前講座を行うなど、あらゆる機会を通じた啓発を行う。	子育て支援 課 人権政策課
85	DV 加害者の更生に 対する取組	国において行われる DV 加害者の更生に関する取組などの情報収集を行う。	人権政策課

#### ③性暴力・性犯罪予防のための取組の推進

性暴力・性犯罪を許さない環境づくりに努めるため、関係機関と連携しながら、防犯灯の 設置、青少年の育成に有害なDVD・ゲームソフト・雑誌等の陳列や販売について自粛など の協力要請を行います。

ソーシャル・ネットワーク (SNS) \*など新たなコミュニケーションツールの広がりに伴い、特に若年層でこれを利用した新たな形の暴力が増えているため、SNSやインターネットの適切な利用方法や危険性について教育・啓発を推進します。

通し 番号	施策•事業	事業の概要	担当課
86	防犯設備の整備促 進	夜間における犯罪の未然防止を図るため、道あかり事業 による防犯灯の設置を行うほか、自治会等が実施する防 犯灯整備に対する支援を行う。	まちづくり推 進室
87	有害なDVD・ゲーム ソフト・雑誌等の販売 抑制	書店等の立入調査を実施し、有害な図書・DVD・ゲームソフト・玩具等の陳列や販売の抑制について協力を要請する。	少年センター
88	SNS等を利用した犯 罪の防止	SNSやインターネットの適切な利用や危険性について教育・啓発を推進する。	学校教育課 人権政策課

## 推進課題(2)被害者等への支援

## 【施策の方向】

## ①各種相談の充実

性暴力の被害にあった人への相談体制や関係機関への連絡調整の充実に取り組みます。 DV被害者が早期に相談できるよう、警察や医療機関、学校など関係機関との連携を図ります。

通し 番号	施策·事業	事業の概要	担当課
89	相談体制の充実	庁内の各相談窓口、相談員の連携を図り、より適切な相談窓口の紹介や情報のネットワーク化を図る。また、DV 被害者が早期に相談ができるよう、警察や医療機関、学校等関係機関との連携を図る。	子育て支援 課 人権政策課

## ②支援関係者への研修の充実

二次被害の防止や被害者の回復を支援するため、関係者への研修の充実に取り組みます。

通し 番号	施策·事業	事業の概要	担当課
90	研修の充実	人権相談実務のスキルアップを図るため、人権擁護委員 や人権擁護推進員および相談窓口担当者等による研修 会を開催するなど、支援関係者を対象に、男女共同参画 に視点を置いた研修会を必要に応じて実施する。	人権政策課

## ③各種関係機関との連携

関係機関と連携しながら、緊急避難できる場の確保や被害に対する治療・精神的なケアなど適切な対応ができるような体制の充実に取り組みます。

通し 番号	施策•事業	事業の概要	担当課
91	緊急避難の場の確 保	配偶者暴力相談支援センターにおいて、被害者の緊急時における安全確保および一時保護を行う。	子育て支援 課

## 【市民にできること】

- 男女間のあらゆる暴力をなくしましょう。
  - 配偶者や恋人などの間で、身体的な暴力だけでなく、言葉や態度による暴力もなくしていけるよう努めましょう。
  - 男女互いに対等なパートナーとして尊重し、あらゆる場でセクシュアル・ハラスメント\*をなくしましょう。
  - 痴漢の被害に遭う人が悪いのではありません。痴漢行為は人の尊厳を傷つける 犯罪です。性暴力・性犯罪を許さないまちづくりへの機運を高めましょう。
  - 身近に暴力の被害者がいたら、相談機関や警察に連絡しましょう。
  - SNS\*やインターネットを適切に使いましょう。また、危険性についても認識しましょう。

# 第 4 章 計画の推進

#### 【現状と課題】

「男女共同参画を推進する彦根市条例」に定められているとおり、男女共同参画社会の実現は、市の取組だけでなく、市民や事業者もその責務を果たし、協働\*で取り組むことが必要です。 このため、彦根市男女共同参画審議会の意見を聴きながら、市民、事業者等との協働体制づくりに努める必要があります。

男女共同参画センター「ウィズ」を拠点に、人材育成事業や市民啓発事業を充実させ、男女共同参画を効果的に推進させていく必要があります。

性暴力に関する相談を含め、深刻な悩みごとや問題に対して、適切なアドバイスや支援ができるよう、専門相談員の配置などによって相談事業を充実させるとともに、各種相談機関、関係機関との連携によって、スムーズで的確な対応ができるよう相談体制の充実を図る必要があります。

市の内部においては、組織(関係部課)を横断的に連携する「彦根市男女共同参画社会づくり推進本部」の機能を充実させるとともに、年次報告を含めて、PLAN(計画)、DO(実行)、CHECK (点検)、ACTION(改善)のPDCAのマネジメントサイクルによる計画の進行管理を図ることが必要です。

#### 【めざす成果(男女共同参画社会のイメージ)】

○ 計画の実現へ向けて、市と市民、事業者、NPO\*等のパートナーシップのもとに、協 働による取組が着実に進められます。

#### 【成果指標】

通し	通し 記号 指標名		基準値	目標値	代用や挿の説品
記号			H27 年度	H32 年度	成果指標の説明
Р	男女共同参画推進事業者 表彰累計件数	件	30	45	事業者(個人・法人・非営利団体・ 自治会等)における男女共同参画 推進への取組の広がりがわかりま す。
Q	滋賀県女性活躍推進企業 認証制度による市内認証事 業所数	件	1	20	女性活躍推進に取り組む事業者 が増えることがわかります。

## 推進課題(1)市、市民、事業者等の協働

## 【施策の方向】

### ① 市民、事業者、NPO\*等との協働\*体制づくり

男女共同参画社会の実現に向けて、この計画に掲げた各種の施策について、市民、事業者、NPO等との協働により、継続的に取組を進める体制をつくります。

通し 番号	施策•事業	事業の概要	担当課
92	男女共同参画を推 進する団体や個人と のパートナーシップ の確立	男女共同参画社会の実現に向け活動している市民、事業者、NPO等との連携を図り、ネットワーク化に向けた取組を推進する。	人権政策課 全庁
93	地域推進員活動の 充実	男女共同参画地域推進員を設置し、市、市民、事業者等の協働により、地域での啓発を行う。	人権政策課

## ② ボランティアが活躍できる環境づくり

市民意識調査結果でもボランティアへの関心、参加意欲は少なくなく、そのような市民が 男女共同参画の推進に経験や能力を活かせるよう、男女共同参画地域推進員や男女共同参画 センター「ウィズ」の各事業に関わるボランティアなど活躍の場の充実に取り組みます。

通し 番号	施策•事業	事業の概要	担当課
94	ボランティア等への 呼びかけ	ボランティアに関心を持つ市民へ、活躍の場の提供を行う。 関係機関との連携により、事業主に対して、ボランティア休 暇等の制度導入が進むよう啓発を行う。	人権政策課 地域経済振 興課 全庁

## 推進課題(2)男女共同参画センター「ウィズ」の充実

## 【施策の方向】

## ①男女共同参画センター「ウィズ」の各種啓発事業の推進

男女共同参画セミナー、男女共同参画フォーラム、男の生き方セミナー、女性チャレンジ 支援講座等の各種講座を通じて、男女共同参画社会の実現に向けて効果的な各種事業を推進 します。

通し 番号	施策·事業	事業の概要	担当課
95	各種啓発事業の推 進	男女共同参画センターを市民活動および啓発の拠点施設と位置づけ、各種講座の開催、団体活動への支援と場の提供、情報提供等の機能が果たせるよう、管理運営の充実に取り組む。	人権政策課

## ②男女共同参画センター「ウィズ」における相談事業の充実

多様なニーズに対応できるよう、総合相談、こころの悩み相談、法律相談など「ウィズ相談室」事業の充実を図ります。

より専門的で的確な対応ができるよう、外部の相談機関との連携を深めます。

通し 番号	施策·事業	事業の概要	担当課
96	相談事業の充実	電話や面談による総合相談と、心の悩み相談や法律相談といった専門相談を行うとともに、相談員のスキルアップを図る。 また、市民へ相談事業の周知を図る。	人権政策課
97	関係機関との連携	より適切な相談に結びつくよう、市における他の専門相談窓口や関係機関との連携を図るとともに、定期的に連絡会議を開催する。	人権政策課

## 推進課題(3)推進体制の強化

### 【施策の方向】

### ①推進本部体制の充実

関係各課等と連携をとりながら、男女共同参画社会を実現するための施策を全庁的・総合的に推進するため、推進本部体制のより一層の充実を図ります。

通し 番号	施策•事業	事業の概要	担当課
98	彦根市男女共同参 画社会づくり推進本 部の運営	推進本部会議を定期的に開催し、関係各課等との連携を 図るなど、組織の強化に向けて取り組む。	人権政策課

### ②男女共同参画の視点に立った各種施策の推進

関係各課において、男女共同参画の視点に立って、できるだけ積極的改善措置(ポジティブ・アクション\*)を取り入れながら本計画に基づく様々な施策を推進します。

特に、性別、年齢、国籍、障害の有無、あるいはひとり親家庭であることによって、社会的、経済的ハンディが生じることのないよう、男女共同参画の視点に立って関係諸施策を推進します。

通し 番号	施策·事業	事業の概要	担当課
99	積極的改善措置(ポ ジティブ・アクション) の導入	市の施策においては、男女共同参画を推進する彦根市条例に基づき、必要な範囲内においてポジティブ・アクションを導入し、推進する。	人権政策課 全庁

#### ③計画の進行管理

計画の着実な実行と成果を実現するため、年次報告の作成を含めて PLAN (計画)、DO (実行)、CHECK (点検)、ACTION(改善)のPDCAのマネジメントサイクルによる進行管理を行います。

通し 番号	施策·事業	事業の概要	担当課
100	計画に関する点検と 改善	推進本部において本計画に基づく諸施策の進捗状況の把握を行い、必要に応じて達成目標の設定や計画の点検を 行い、事業の改善を図りながら取り組む。	人権政策課 全庁
101	男女共同参画審議 会	男女共同参画の推進に関する基本的かつ総合的な施策および重要事項を調査審議する。	人権政策課

## 【市民にできること】

- 男女共同参画社会へ向けて、地域や企業・団体などで、具体的に取り組むための 方針や体制をつくっていきましょう。
- 男女共同参画に関するボランティアを始め、自分の関心や能力を生かし、様々なボランティア活動に参加しましょう。
- 男女共同参画センター「ウィズ」で関心のある催しがあれば、積極的に参加しましょう。
- 自分の持つ経験や能力を活かし、社会に貢献しましょう。

用語解説 (五十音順)

用語	解説	頁
6 次産業	農林水産物の生産にとどまらず、加工や販売などを合わせて行うことにより、生産者の収入や地域での雇用拡大を図る取組です。 1次(農林水産物の生産)×2次(加工)×3次(流通・販売)=6次産業	35
NPO	非営利組織。政府や私企業とは独立した存在として、市民・民間の支援の もとで社会的な公益活動を行う組織・団体をいう。ここでは、特定非営利 活動促進法に基づく法人のほか、法人格を持たずに活動している民間の 組織を含める。	7 、33 、 37 、45 、 46
隠れたカリキュラ ム	学校教育において、公的に認識されている正規のカリキュラム(教科課程)に対して、潜在的なレベルで伝えられるカリキュラムのことをいう。 例えば教師が「女の子は女の子らしく」と思っていると、その考えが児童・生徒に影響していく。教師が無意識・無自覚に生徒・児童に行っている行為や、学校内の文化、男子優先の慣習などが、知らず知らずのうちに、子どもたちの価値観の形成に大きな影響を及ぼすことから、何が「隠れたカリキュラム」なのかに気づき、これをなくしていくことが、男女共同参画教育を進めていく上で大切である。	13
家族経営協定	農業経営における家族の役割分担や労働報酬、休日等の労働条件、経営の円滑な継承等に関するルールを明確化し、家族経営の近代化を図ろうとするもの。	31
協働	NPO・企業・行政など立場の異なる組織や人同士が、対等な関係のもと、同じ目的・目標のために連携・協力して働き、相乗効果を上げようとする取り組み。	7、45、46
クォータ制	委員総数に対して、初めから男女の委員数を定めて、男女の比率におけるバランスをとる方法。割当制ともいう。	7,20
ジェンダー(社会的性別)	人間には生まれついての生物学的性別「セックス」がある一方、社会的通 念や慣習の中には、社会によって作り上げられた「男性像」、「女性像」が あり、このような男性、女性の別を「ジェンダー(社会的性別)」という。「ジェ ンダー(社会的性別)」は、それ自体に良い、悪いの価値を含まないが、 「ジェンダー(社会的性別)の視点」とは、性差別、性別による固定的役割 分担、偏見等につながっている場合もあり、これが社会的に作られたもの であることを意識していこうとするものである。	7 、11 、 13 、14 、 15、16
ストーカー	別れた恋人や配偶者、特定の者に対し、一方的に好意や関心を抱き、執 念深くつきまとい、相手に迷惑や攻撃や被害を与える行為を繰り返すこと をいう。	41
性的指向	人の恋愛・性愛がどういう対象に向かうかを示す概念。具体的には、対象 が異性に向かう異性愛(ヘテロセクシュアル)、同性に向かう同性愛(ホモ セクシュアル)、男女両方に向かう両性愛(バイセクシュアル)を指す。	11 、13 、 16
性同一性障害	生物学的な性(からだの性)と性の自己意識(こころの性)が一致しないため、社会生活に支障がある状態をいう。	11 、13 、 16
セクシュアル・ハ ラスメント (性的嫌がらせ)	相手の意に反した性的な発言や行動で、例えば身体への不必要な接触、性的関係の強要、性的なうわさを流したり、目に触れる場所へのわいせつな写真等の提示、性的な冗談やからかいなど、様々な形態のものが含まれる。セクハラは、性と人格を損ない、意欲や能力の発揮を妨げ、良好な人間関係の形成を阻害する行為であることを正しく理解することが求められている。職場のセクハラ防止のために、事業主には雇用管理上必要な措置を講ずることが義務づけられている。	32 、38 、 40、44

ソーシャル・ネット ワーク (SNS)	登録された利用者同士が交流できるWebサイトの会員制サービスのこと。 友人同士や同じ趣味を持つ人などの間で、密接な利用者間のコミュニケーションが可能になる。その一方で、詐欺や性犯罪などの思わぬ被害に繋がったり、SNSに書き込んだ情報が拡散されてしまう危険性がある。	16、38、 42、44
ドメスティック・バ イオレンス (DV) (配偶者や恋人間 の暴力)	夫婦(もと夫婦を含む。)や恋人など親しい間柄で起きる、身体的、精神的、性的、経済的な暴力をいう。これまで家庭内の夫婦の問題とされ、耐え忍ぶのが美徳、外へ出すのは恥という考え方があったが、暴力は重大な人権侵害であり、生命の危険に及ぶ犯罪となることもある。 DVは交際中の 10 代、20 代の若い人たちの間でも起こっており、特に「デートDV」と呼ばれている。	1,7,38, 40,42
ハラスメント	様々な場面での言葉、態度等による嫌がらせ、いじめのこと。他者に対する発言・行動等が本人の意図には関係なく、相手を不快にさせたり、尊厳を傷つけたり、不利益を与えたり、威圧を与えることを指す。 主なものとしては、相手が望まない性的な言動で相手に不快な思いをさせたり、不利益を与えたりする「セクシュアル・ハラスメント」、業務上の地位や人間関係など職場の優位性を背景に、業務の適正な範囲を超えて、精神的・身体的苦痛を与えたりして、職場環境を悪化させる「パワー・ハラスメント」、妊娠・出産に伴う労働制限や産前産後休業・育児休業によって業務上支障をきたすという理由で、精神的・身体的な嫌がらせを行う「マタニティ・ハラスメント」がある。	7 、27 、 28、32
フレックスタイム 制	労働者自身が一定の定められた時間帯の中で、始業及び終業の時刻を 決定することができる労働時間制。具体的には、1日の労働時間帯を、必 ず勤務しなければならない時間(コアタイム)と、その時間帯の中であれば いつ出退勤してもよい時間帯(フレキシブルタイム)とに分けて実施するの が一般的である。	28, 29
母性保護	女性が有している月経, 妊娠, 出産, 哺乳 (ほにゅう) という母性機能を保護すること。労働基準法に、産前・産後休業や妊産婦の時間外労働、休日労働、深夜業の制限などの母性保護のための規定がある。	32
ポジティブ・アクション (積極的改善措置)	様々な分野において、活動に参画する機会の男女間の格差を改善するため、必要な範囲において、男女いずれか一方に対し、活動に参画する機会を積極的に提供すること。差別や格差があるところでは、男女雇用機会均等法などの法律を守るだけで格差が解消されるわけではなく、実際に機会が得られるような具体的な仕組みや改善措置が求められる。	7、31、48
メディア・リテラシ	メディアが伝える情報を読解・活用する能力と、メディアを使って表現する 能力をいう。メディアが伝える情報を視聴者や読者として無批判で受動的 に受け止めるのではなく、批判する力を育て、メディアの情報内容を変え ていく。さらには、自分たちの表現方法としてメディアを使った発信能力を 身につけることをいう。	16
ワークシェアリン グ	労働者同士で雇用を分け合うこと。各々の労働時間を短くする時短による のが典型的な方法である。	29
ワーク・ライフ・バ ランス (仕事と生活の調 和)	ワーク・ライフ・バランス(仕事と生活の調和)の実現とは、働き方の見直しなどにより、多様な選択が可能な社会をつくり、働く方一人ひとりが意欲を持って働きながら豊かさを実感して暮らせるようになることをいう。	1, 2, 7, 19, 20, 23, 29, 32